

## いわゆる「電磁過敏症」について

近年、携帯電話などの電波を発する機器の普及に伴い、日常生活での電波ばく露によって、頭痛や睡眠障害などの自覚症状、いわゆる「電磁過敏症」を発症するのではないかとということが、メディア等で報じられることがあります。

これについて、世界保健機関（WHO）をはじめ海外の専門機関は、「電磁過敏症と言われる症状を電波ばく露と結び付ける科学的根拠はありません」、「これらの症状は、電波ばく露そのものではなく、電波の健康影響を恐れる結果としてのストレス反応によるかも知れないという示唆もあります」との見解を示しています<sup>1</sup>。

電波が人体に与える影響は、我が国を含む世界各国で数十年間にわたって蓄積されてきた膨大な研究成果から、一定以上の強さの電波ばく露によって、高い周波数では全身や局所の体温が上がる「熱作用」、低い周波数では体内に電流が流れて神経を刺激する「刺激作用」が知られています。この「熱作用」や「刺激作用」による人体への有害な影響を防ぎ、より安全により安心して電波を利用するために、我が国では電波防護に関する基準値が制定されています。この電波防護に関する基準値は、WHO が推奨し、多くの国々が採用している国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）のガイドラインと同等で、人体への影響を十分に考慮した値となっています。

電磁環境委員会は、放送局や携帯電話基地局および携帯電話などの機器からの電波ばく露と「電磁過敏症」を結びつける科学的根拠は無いと判断しており、安心してご利用いただけるものと考えています。

以上

本件に関するお問合せ先：

一般社団法人 電波産業会 電磁環境委員会

TEL：03-5510-8596

FAX：03-3592-1103

E-mail：em-info@ml.arib.or.jp

---

<sup>1</sup> 世界保健機関、WHO ファクトシート 296 「電磁界と公衆衛生：電磁過敏症」、2005 年 12 月。

[http://www.who.int/peh-emf/project/ehs\\_fs\\_296\\_japanese.pdf](http://www.who.int/peh-emf/project/ehs_fs_296_japanese.pdf)

なお、「電磁波過敏症」という呼び方もありますが、ここでは WHO ファクトシートにならい、「電磁過敏症」と表記します。